

5 今後の方向

環境汚染は、一時の危機的状態を脱し、全般的には改善傾向にあると一般にいられています。本県でも県政世論調査の結果をみると、「公害をなくす」という要望は、かつて一位であったのが、今は順位は下がっています。公害はなくなり心配のない状態にあるのでしょうか。

我が国は、世界経済規模の10%を担っていますが、面積は世界のわずか0.27%にすぎません。次に、東京、神奈川、千葉それに埼玉の一都三県としてみると、我が国の面積の3.5%のところに、全人口、全工業製品年間出荷額のそれぞれ約1/4、全登録自動車の約1/5が集中しています。さらに、関東平野は、せいぜい100km平方であり、北と西には2,000m級の山脈が連なり、気温の逆転層ができやすく、大気汚染物質の拡散が妨げられやすいという地形上の特徴を有しています。

このようなことから考えると、一都三県は我が国のうちでも、特に人の活動の著しいところであり、この一部を占める本県は、その立地条件から、環境に種々の問題が生じているのは当然といえます。

一方、発生源に対する規制が強化され、事業者に起因する公害に対しては、今までに何らかの対策がとられています。最近では近隣騒音、生活排水など都市、生活型公害といわれている解決困難な問題が、当面の課題として表面化してきています。

また、去る6月には「埼玉県環境影響評価に関する指導要綱」が定められました。これは国ではまだ定められていないものでありますが、開発事業を行う場合、その周辺の環境にどのような影響を与えるか、事業を始める前に調査、予測を行い、環境をまもろうとするものです。

さらに、よりよい地域環境の総合的な創造を図るため、地域環境管理計画の策定が検討されています。

公害センターとしては、このような諸般の情勢を認識しつつ、行政部門と表裏一体的な試験機関として、また、関連する試験研究機関との緊密な連携のもとに、広く環境諸問題について、科学的中核としての役割が果たせるよう総合的に取り組んでいきたいと考えています。